



2025年2月25日

各位

会社名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺本 直樹
(コード番号 6573 グロース)
問合せ先 取締役 CFO 野口 敦司
(TEL 03-6435-7130 (代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年3月28日に開催予定の当社第18期定時株主総会に、定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の件①

(1) 提案の理由

当社および子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

現行定款	変更案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. インターネットを利用した広告配信代理業 2. インターネットを利用した情報提供サービス業 3. インターネット関連のシステム開発 4. インターネット関連のセミナーおよびイベント事業 5. 出版業 6. インターネットおよびカタログによる通信販売および仲介 7. 通信販売 8. 店舗の運営及び店舗管理受託並びにそれらのコンサルティング 9. 販売促進活動に関するコンサルティング業務 10. 販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 広告代理業務 2. マーケティング業務 3. 情報サービス、システム開発業務 4. イベント事業、イベント運営代行業務 5. 制作、販売含む出版業 6. 通信販売および仲介業 7. 各種コンサルティング業務 8. アウトソーシング業務 9. 各種サービス、事業の代行業務 10. 各種商品の企画、開発、製造、卸売、小売及び輸出入

現行定款	変更案
11. 広告の企画および制作ならびに広告代理業務 12. 各種マーケティング業務 13. 情報処理・情報提供サービス 14. コンピュータソフトウェアの開発および販売 15. 書籍、雑誌等の制作、出版、販売 16. 各種イベントの運営代行業業 17. 株式所有により子会社とすることができる会社の経営管理 18. 代金決済システムの導入代行業業 19. 衣料品、アパレル製品、雑貨、健康機器等の製造、卸売、小売及び輸出入 20. 自動車、中古自動車及びそれらの部品・付属品の販売及び輸出入 21. 飲食店の経営、企画及び経営のコンサルティング業務 22. タレント、音楽家、音声・映像技術者等の養成及びマネージメント並びにイベントの企画、運営 23. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡 24. ビジネスプロセスアウトソーシングに関する事業 25. 営業代行業業 26. 人材派遣業及び有料職業紹介業 27. 上記に附帯関連する一切の事業	11. コンタクトレンズの企画、製造、卸売及び小売 12. 自動車、中古自動車及びそれらの部品・付属品の販売及び輸出入 13. 総合輸出入貿易業務 14. タレント、音楽家、音声・映像技術者等の養成及びマネージメント並びにイベントの企画、運営 15. ダンススクール運営事業 16. コールセンターの運営及び管理並びにそれらの受託業務 17. 動画の企画、制作 18. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡 19. 株式所有により子会社とすることができる会社の経営管理 20. 労働者派遣業及び有料職業紹介業 21. 不動産の取得、販売、賃貸、管理、仲介並びに調査業務 22. 教育人材派遣に関するマネージメントサービス及び労働者派遣事業に関する業務 23. M&A 仲介業務及びM&A アドバイザー業務 24. 旅行業及び旅行業者代理業 25. 美容業 26. 通関業 27. 古物営業法に基づく古物の販売 28. 損害保険代理業、生命保険及び少額短期保険の募集に関する業務 29. 幼児教育材（絵本、玩具、屋内外遊具等）の企画並びに製作、販売 30. 建築工事、とび土木工事、管工事、塗装工事、内装仕上工事の請負及び斡旋 31. 倉庫業 32. 酒類販売業 33. 有価証券に関する投資及び運用 34. 暗号資産に関する投資及び運用 35. 上記に附帯関連する一切の事業

※上記変更案は、本日開催の取締役会で決議した内容ですが、2025年3月28日開催予定の第18期定時株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがありますので、ご了承ください。

2. 定款の一部変更の件②

(1) 提案の理由

将来の事業展開に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能とするため、会社法第113条第3項に基づき、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えない範囲内で、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>8千677万7280株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億1千430万2880株</u> とする。

3. 定款の一部変更の日程

取締役会決議日	2025年2月25日
定時株主総会決議日	2025年3月28日（予定）
効力発生日	2025年3月28日（同日）

以上